

欧米の障害者への合理的配慮の例： 視覚障害者の場合

青木千帆子
(静岡県立大学)

自己紹介

- 2012年、2013年 アメリカでの調査
 - 視覚障害者CIL、州就労カウンセラー、UCLA障害学生支援室、Bookshareにおける聞き取り
- 2012年、2013年 ドイツでの調査
 - 国立図書館、州立図書館、点字図書館(2か所)、出版社協会における聞き取り
- 2013年 イギリスでの調査
 - 国立図書館、王立盲人協会、出版社協会における聞き取り
- 2014年～2015年 内閣府障害者施策担当

偏っているかもしれませんがご注意下さい。

合理的配慮の定義

- 障害者権利条約：
 - 「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。
- 障害のあるアメリカ人法：
 - A) making existing facilities used by employees readily accessible to and usable by individuals with disabilities; and
 - B) job restructuring, part-time or modified work schedules, reassignment to a vacant position, acquisition or modification of equipment or devices, appropriate adjustment or modifications of examinations, training materials or policies, the provision of qualified readers or interpreters, and other similar accommodations for individuals with disabilities.

アメリカ	イギリス	ドイツ
<p>障害のあるアメリカ人法、リハビリテーション法、電気通信法、障害のある個人教育法、デジタルミレニアム著作権法、など</p>	<p>平等法、平等待遇原則の実現のための欧州指令を実施するための法律、特別な教育的ニーズと障害法、著作権法、障害者権利条約など</p>	<p>障害者平等法、平等待遇原則の実現のための欧州指令を実施するための法律、著作権法、図書館法、各州における教育法、障害者権利条約など</p>

- 様々な法律の合わせ技で機会均等が確保されている
- 個別性が高く、代表的な例は存在し得ない

アメリカで示されている代表例

- 役所にて: 点字や拡大文字、音声による情報提供、電子端末の利用、盲導犬への対応
- 教育機関にて: 点字や拡大文字、音声による情報提供、電子端末の利用
- 投票所にて: 入口に案内係を配置し、ドアの開閉を補助する、歩行を阻害する設備の周囲にカラーコーン等を置く
- 小売店にて: 商品棚の案内、盲導犬への対応、商品やメニューの読み上げ

(参照: ADA Technical Assistance Materials <http://www.ada.gov/ta-pubs-pg2.htm>)

イギリスで示されている代表例

- 雇用の場にて: 盲導犬に対応する、文書を点字で出力する/メールで送信する/音読する、PCに点字キーボードや音声出力機能を設置する
- サービス提供の場にて: 音読者を配置する、サービス内容をメールで案内する、音声出力機能を備えた端末に優先的に案内する、文書だけでなく電話での相談にも対応する

(参照:

<http://www.equalityhumanrights.com/legal-and-policy/legislation/equality-act-2010/equality-act-guidance-codes-practice-and-technical-guidance#cop>)

「合理的配慮」の難しさ

- 差別禁止法によって自動的に社会的障壁や格差、差別がなくなる！？
- 差別禁止法で定められる合理的配慮をクリアしておけば、問題ない！？



- 差別禁止法などを契機として対話や取り組みが重ねられ、多くの社会的障壁は解消されてきた。

図から地へ、視点の転換が重要

- 合理的配慮の不提供やそれを契機とした訴訟を「図」と見る視点



- どのように合理的配慮を実現してきたのか？
- それらを実現するために、どのような環境整備をしてきたのか？

合理的配慮提供のためのリソース

- ADA.gov <http://www.ada.gov/ta-pubs-pg2.htm>
- Equality and Human Rights Commission <http://www.equalityhumanrights.com/legal-and-policy/legislation/equality-act-2010/equality-act-guidance-codes-practice-and-technical-guidance#cop>
- 合理的配慮サーチ <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html>
- 情報アクセシビリティ勉強会報告書 <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h26info/index.html>